

新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣プロポーザル募集要領

令和8年度新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣事業の受託候補者を選定する新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣プロポーザルについて、下記のとおり参加者を募集します。

1 プロポーザルの趣旨

新宿区は、保育士の産前・産後休暇及び育児休業取得職員等の代替への対応として、労働者派遣制度を活用しています。受託事業者の選定に当たっては、保育士派遣の受入数の規模が拡大し、業務への影響も大きくなることから、価格以外の要素にも重点を置き、品質を加味した選定を行い、安定的かつ迅速に質の高い派遣職員を確保するため、価格のみによる競争入札方式ではなく、公募型プロポーザル方式により実施するものです。

2 業務の概要

(1) 内容

別紙「新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣仕様書（見積用）」のとおり

(2) 履行場所

別紙「派遣場所・派遣人員一覧（見積用）」のとおり

3 用語の定義

(1) 区とは、新宿区をいう。

(2) 参加予定者とは、新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣プロポーザル参加申請書兼誓約書（第1号様式）を提出した者をいう。

(3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。

(4) 事務局とは、保育課運営係をいう。

4 応募資格

プロポーザルの応募資格は、以下の要件を全て満たすものとします。基準日については、公募開始の日（本募集要領を、区公式ホームページに掲出し、公表した日：令和7年9月10日（水））とします。

また、契約締結時まで以下の応募資格を欠いた場合は、契約を締結しないものとします。

(1) 厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けていること。

(2) 過去3か年度に東京都内の保育施設へ派遣実績があること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。

(4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。

(5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。

(6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判

所からの更生手続開始決定がなされていること。

- (8) 民事再生法（11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日 23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

5 提出書類

プロポーザルの参加を希望する者は、下記の書類を期限までに提出してください。

(1) 申し込みのための書類

- ①「新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣プロポーザル参加申請書兼誓約書」（第 1 号様式）
- ②会社概要（通常の広報で使用しているもの）1 部

(2) 選定のための書類

- 企画提案書（第 2 号様式） 6 部（うち 5 部については事業者名を入れないこと）
- ※企画提案書の内容は、下記「6 企画提案書の作成方法」による。

(3) 提出期限

- ①（1）の①から②は、令和 7 年 9 月 3 0 日（火）午後 5 時
- ②（2）は、令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）午後 5 時

(4) 提出方法

- ①（1）の①から②は、郵送（必着）又は直接、新宿区役所 2 階 14 番窓口、事務局にご提出ください。
 - ②（2）は、直接、新宿区役所 2 階 14 番窓口、事務局にご提出ください。
- なお、提出する際は、事前に電話連絡をしてください。電話 0 3 - 5 2 7 3 - 4 5 2 5（直）

6 企画提案書の作成方法

別紙「企画提案書」に回答を記入して、上記期限までに提出してください。

提案書の作成にあたっては、別紙「新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣仕様書（見積り用）」を参考にし、本業務の趣旨を理解し、回答してください。

回答欄が足りない場合は別紙参照とし、添付資料をご提出ください。

用紙サイズは、出来る限り A4 にし、文字の大きさは 10.5 ポイント程度にしてください。

なお、提出期限までに、企画提案書の提出がない場合には、辞退したものとみなします。

7 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができます。辞退する場合は、「新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣プロポーザル参加辞退書」（第 3 号様式）を事務局へ提出してください。

注）事前に提出する旨の連絡をお願いします。電話 0 3 - 5 2 7 3 - 4 5 2 5（直）

8 質疑・回答

(1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができます。質疑にあたっては、「新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣プロポーザルに関する質問書」(第4号様式)を以下のとおり提出してください。

・提出期限：令和7年10月1日(水)午後5時

・提出方法：持参またはメールによる送信

メールアドレス hoiku@city.shinjuku.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和7年10月3日(金)午後5時までに電子メール等により行います。電子メールを受信した際は、受信確認の電子メールを発信元に返信してください。

9 契約金額

企画提案書の中で見積額も選定の対象となります。本プロポーザルの趣旨を理解し、円滑な運営が可能な必要最低限の価格をご提示ください。

(参考価格)

(1) 令和5年度実績

決算額 213,293,763円(税込)

時間単価(税抜) 2,780~3,000円(有資格)

2,100~2,300円(無資格)

*3事業者ごとに金額が異なる

依頼人数(年度末時点) 46人(1事業者あたり平均15人)

4月当初依頼分(4月~翌年3月) : 35人

年度途中依頼分(5月以降~翌年3月): 11人

※無資格、保育園1人(11か月分)の依頼実績分を含む

※決算額及び依頼人数は3事業者の合計

(2) 令和7年度契約

時間単価(税抜) 2,900~3,100円(有資格)

2,100~2,400円(無資格)

*3事業者ごとに金額が異なる

依頼人数(予定) 33人(1事業者あたり平均11人)

10 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

11 評価項目

評価項目は次のとおりです。

No	項目	評価内容	評価方法
1	法人の継続性・安定性・実績	(1)安定性	一次選定
		(2)保育士登録者数	
		(3)保育施設の運営実績	
		(4)派遣中の保育士数	
		(5)認可保育所・認定こども園への派遣経験	
2	見積金額	見積金額	
3	人員体制	責任者・巡回担当者の配置	
4	人員確保	(1)派遣可能数	一次選定
		(2)人材確保方法	
		(3)代替保育士の派遣	
		(4)年度途中の新規依頼への対応	
		(5)予定数を超える派遣依頼への対応	
5	質・人材育成	(1)保育士人材派遣の特徴・注意点	一次選定 及び 二次選定
		(2)指摘への対応	
		(3)良質な人材確保への工夫	
		(4)研修体制	
		(5)派遣開始後のフォロー体制	
6	個人情報保護	社内での個人情報の取り扱い	
7	危機管理	再発防止に向けての対策	
8	その他独自提案	工夫、効果的な独自提案	
9	整合性・妥当性	回答提案書の整合性・妥当性	二次選定
10	考え方と抱負	事業者の考え方と抱負	二次選定

12 選定方法

新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣事業者選定委員会が、以下のとおり選定を行います。

(1) 一次選定（書類選定）

企画提案書をもとに評価し、上位の5者程度（企画提案書の提出者が5者に満たない場合は全者）を、二次選定を行う事業者として選定します。なお、評価の検証点が6割に満たない場合は、5者に満たない場合であっても、二次選定を行う事業者として選定しないこととします。

評価結果については、一次選定終了後、参加者に対して電子メール等により通知します。通知を受け取った際には、その旨を発信元に返信ください。

(2) 二次選定（面接選定）

書類選定通過事業者からプレゼンテーションを受け、選定委員からヒアリングを行います。事業者からの出席者は、巡回担当者及び業務責任者をあわせて3名程度にしてください。

提案書の内容に対してヒアリングを行いますが、一次選定時に選定委員から出た質問について、二次選定参加者に対して通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがあります。

評価結果については、二次選定終了後、指名業者選定等委員会の承諾を得た後、参加者に対して電子メール等により通知します。通知を受け取った際には、その旨を発信元に返信ください。

(3) 受託候補者及び履行場所の決定

一次選定及び二次選定の合計評価点の、1位から4位以内の最大4事業者を候補者としします。

いずれかの事業者が受託することができないことが判明した場合は、次点の事業者から順次協議の上候補者を決定します。

履行場所は、区が指定します。

(4) 結果の公表

受託候補者選定後、件名、受託候補者名、選定委員会委員内訳をホームページで1年間公表します。

13 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 募集要領の配布 | 令和7年 9月10日（水） |
| (2) 参加申請書等の受付 | 令和7年 9月10日（水）から30日（火）まで |
| (3) 質問の受付 | 令和7年 9月10日（水）から10月1日（水）まで |
| (4) 提案書の受付 | 令和7年 9月10日（水）から10月10日（金）まで |
| (5) 一次選定 | 令和7年10月23日（木） |
| (6) 一次選定結果の通知 | 令和7年10月31日（金） |
| (7) 二次選定 | 令和7年11月10日（月） |
| (8) 二次選定結果の通知 | 令和7年12月15日（月） |

14 契約の締結

- (1) 本プロポーザルは令和8年度契約の準備行為であり、契約の締結については令和8年度当初予算の成立を条件とします。
- (2) 本プロポーザルにかかる契約については、成立した令和8年度当初予算の範囲内の金額で締結します。このため、履行期間及び依頼予定人数等の内容に変更が生じる場合があります。
- (3) 本プロポーザルは契約の相手方を決定するものではなく、候補者を選定するためのものであり、契約の相手方の決定は、別途新宿区契約担当が行います。また、実際に締結する契約の内容は、回答書の内容に基づき別途協議の上、成立した令和8年度当初予算の範囲内の金額で決定します。
- (4) 翌年度以降の契約については、業務の履行実績の評価を行い、良好であり継続して契約することが妥当と判断された場合に、当該年度の予算額の範囲において、引き続き契約を行うことがあります。ただし、初年度と合わせて3年間を限度とします。

15 留意事項

- (1) このプロポーザルの応募に要した一切の費用は、応募事業者の負担とします。

- (2) 企画提案書等の提出物の所有権は、区に帰属するものとし、選定後、区において適切に管理及び廃棄をします。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、本プロポーザルへの参加申請を無効とします。
- (4) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとします。
- (5) 新宿区公契約条例（令和元年度新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

16 各種書類の提出先及び問合せ先

（事務局）

新宿区子ども家庭部保育課運営係（新宿区役所本庁舎2階）

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

TEL : 03-5273-4525 Fax : 03-3209-2795

Mail : hoiku@city.shinjuku.lg.jp

担当：保育士等派遣プロポーザル担当